平成２９年（フ）第２１４３号
名古屋市熱田区花表町17番20号　花表団地411号
債務者　大田　浩紀
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８４号
愛知県瀬戸市菱野町176番地　ハーモニアステージ瀬戸　1102
債務者　伊藤　寛人
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４号
滋賀県東近江市池庄町1373番地
債務者　中川理津子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第３８号
広島市南区東雲２丁目19番19―305号
債務者　山崎　剛義
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６号
広島市西区西観音町16番12号
債務者　廣田　浩
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３号
広島市中区舟入中町８番１―902号
債務者　藤井　啓子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１号
山口県下関市長府港町７番62号
債務者　池田　豊
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
山口県下関市長府港町７番62号
債務者　池田美津江
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
高知県高岡郡四万十町十川244番地15、申立時の住所高知県高岡郡四万十町大道374番地14大道団地１、２号
債務者　鈴木　苗代
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県飯塚市長尾21番地20、住民票上の住所福岡市博多区金の隈３丁目６番15号
債務者　廣田　朋子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４号
福岡県田川郡香春町大字中津原1233番地１
債務者　立花　久
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第２５号
佐賀市東与賀町大字下古賀252番地１
債務者　古賀かおり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅110棟４号
債務者　串間　道子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
宮崎市宮田町７番37号
債務者　原田　由美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１６号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　宮丸西団地55―３―99
債務者　永田　大介
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市若狭３丁目36番３号
債務者　儀間由美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部